

第3回胎内市立小中学校の適正規模等に関する検討委員会 議事録

1 開催日時 令和3年5月14日（金） 午後3時から午後4時41分

2 開催場所 胎内市役所2階 大会議室

3 議題 (1) 前回質問事項の報告
(2) 答申に向けての検討課題とスケジュールについて
(3) 公立小学校・中学校の適正規模について

4 公開・非公開の区分 公開

5 出席者 委員長 桐生 和文
副委員長 小野 正敏
委員 橋本 定男
委員 宮 蘭 衛
委員 須貝 欽也
委員 河内 理助
委員 小林 勲
委員 渡邊 俊一
委員 久世 俊介
委員 小田 大
委員 渡邊 英実
委員 花野 真也
委員 岡松 綾
委員 佐藤 志桜
委員 中村 祐一
委員 丹後 直子

教育長 中澤 毅
学校教育課長 佐久間伸一
管理指導主事 松原 利弘
指導主事 山沢 正仁
庶務係長 須貝 彰
庶務係主任 川崎 大介

- 6 会議資料
- 資料1 胎内市立中学校 教員免許状の所有状況
 - 資料2 答申書（形式及び内容） - 案 -
（想定する答申書の形式と内容）
 - 資料3 答申書（骨子） - 案 -
（第2回検討委員会までの意見概要を、答申書の形式に差し込んだもの）
 - 資料4 今後のスケジュール - 案 -
 - 資料5 公立小学校・中学校の適正規模について

7 傍聴人の数 0人

8 会議の概要（要旨）

(1) 開会

○ 議長

本日はご多用のところ、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、「第3回胎内市立小中学校の適正規模等に関する検討委員会」を開催します。

本日、出席者が委員の過半数を超えておりますので、会議は成立します。

なお、本日都合により3名の方が欠席でございます。近委員、花野委員、野尻委員が都合により欠席となります。

なお、小田委員は今回初めてのご出席でございますので自己紹介をお願いします。そのあと丹後委員にも自己紹介をお願いします。

<小田委員、自己紹介>

<丹後委員、自己紹介>

○ 議長

よろしくをお願いします。

それではお手元の次第に沿って進めさせていただきます。

次第の2、前回の質問事項についての報告を行います。

事務局から報告をお願いします。

(2) 前回の質問事項について報告

○ 管理指導主事

前回、委員の方から各中学校の教員の免許の保有数を知りたいとのご質問をい

ただきました。資料1をご覧ください。一人で複数の免許を持っている教員がいますので、教員数とは異なっています。校長の免許は含めておりません。表中の「0」となっているところは免許を保有した教員はいませんが、非常勤の講師を配置しています。各校の教科ごとの教員の免許の保有数はご覧のとおりです。

○ 議 長

説明いただきましたが、もし質問等ございましたらお願いします。

<質疑なし>

○ 議 長

よろしいでしょうか。

今の胎内市の中学校の教員免許状の所有状況は、説明のあったとおりということでございます。

(3) 協議事項

○ 議 長

それでは協議事項に入ります。

第1回検討委員会、第2回検討委員会の話し合いの内容を受けて、論点整理をさせていただきました。今後の進め方を明確にし、具体的なイメージの共通理解を図るために、答申書の形式と今後のスケジュールについて提案させていただきます。

はじめに、「(1) 答申に向けての検討課題とスケジュールについて」の「①答申書の形式及び内容の案」と「②答申書の骨子の案について」は関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

○管理指導主事

初めに資料2の答申書(形式及び内容)は、あくまで案であります。当委員会の審議がどのあたりに、どういう形でたどり着くのか、落ち着くのかということイメージしていただくために、このような案を作らせていただきました。「1 基本方針」として、胎内市の教育理念、当市の現状において中学校の適正規模に絞るということ、当委員会で検討することは何かということの概要を記述しております。「2 実現に向けた方策」では、(1) 学校の規模、(2) 通学の在り方、(3) 地域と学校の在り方という項を立てました。「3 配慮事項」は、資料3で詳しく述べたいと思います。配慮事項(1)について

は、統合しない場合、小項目が①交流活動、②通学、③部活動、④小中一貫校、⑤その他としています。(2) 統合する場合も、①4校統合の場合、②小規模校3校統合の場合という項に分けております。繰り返しますがあくまでも案でありますので、必ずこの項に落ち着くという訳ではありません。

この形式及び内容を踏まえ、資料3になります。資料3は、今説明した形式に、今までの審議の内容を、差し込んでいったものです。青字で書かれているものが、第1回及び第2回での審議内容ということになります。意見として「賛成又は肯定的な意見」ということについては○、「課題」と思われることは△、「課題の解決策」は→、「ある程度規約や決まりで定まっているもの」は→赤字で記述し、今までの審議で出されたものを、○、△、→という形で示しています。

次に、□枠の中に赤字で記述した6行の文は、これも委員の皆様にもこういうイメージで考えていただきたいということでお示ししているものです。①交流活動について、これまで課題、解決策を含めたくさんのご意見をいただいています。それを最後成文化して、答申書ができあがるというイメージでいただければと思ひましてこの資料3を示させていただきました。まず試案として作っておりますので、ご不明な点がありましたら、ご質問いただければと思ひます。

○ 議 長

今回の検討委員会の資料について、事前に配付し、各委員には目を通していただいていると思ひますが、これまで話し合われた内容を想起していただく意味で、振り返らせていただきます。

1番の基本方針は、前段で胎内の教育はこういう方向で進めているということ。しかし、今小規模校の課題が出てきている。このような現状を踏まえ、今後の胎内市における望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、特に答申の中心は、中学校の適正規模等に関する基本的な考え方(方針)、その実現に向けた方策及び配慮事項とする。なお、答申の内容は、小学校にも必要に応じて運用できるものと考えするというふうな形で示しています。小学校で通じる部分もありますので、教育委員会のほうで判断して、適用するというこも、ここでは含まれているということです。

次に2番の実現に向けた方策では、文部科学省で12学級18学級以下を標準とし、これは小中学校同じですが、胎内市の場合はどうすればいいのかということです。中学校は地域のつながり等を大切にしながら、社会性を育む観点から、1学年何学級以上を目安とする。なお1学年何学級が実現できない場合でも、1学級何人以上、教育活動が充実する最低限の人数を示すことになります。

これまでの検討委員会の話し合いの中で、「規模が大きいと多くの友だちが作れるのでよい」「学級が複数ないと学級内のトラブルがあったときにクラス替えができない」「2クラス以上あるとクラス替えができ、競い合える」「1学級の人数が少ないと、きめ細かい指導ができる」などがありました。

(2) 通学の在り方については、統合した場合、「スクールバスを運行してもらいたい」「学校から遠い地域は時間がかかってしまうので、配慮が必要」などがありました。

(3) 地域と学校の在り方については、「コミュニティ・スクールによって、日常的に関わる仕組みを作ることができる」「キャリア教育では、地域とつながるよい機会だが、統合したらその密度が薄くなるので、積極的に足を運べる仕組みを作る」「子どもと地域が日常にかかわる仕組みを作る」「統合によって地域間交流が活発になるのではないだろうか。例えば各地域のお祭りに他の地域の子どもが参加すると交流が広がる」などの意見が出ていました。

次に、3番の配慮事項として、「統合ありきではないというふうなこと」「統合は今の現実をより充実させるための一つの手段だが、それを前提に検討委員会が進められていくのではなく、それも一つの方策として踏まえながら、今ある小規模校の課題をどうするのか、課題解決に向けて考えていく」というふうなことも踏まえて、初めに統合しない場合はどうすればいいのか考えてみたいということです。これまで統合しない場合の意見もいろいろ出ていました。「学校が地域にあることの良さ」「地域と関わることの大切さ」などです。交流活動についての意見もたくさん出ていました。それをまとめて記述しているのが□の中です。

そのほか部活動については、「部員が少なくなると部活の成立が難しくなる」「市内3中学校が連合してチームを作るのは理想だが、中体連の大会に出られず、全国も目指せない」、これは調べてみると中学校体育連盟が認めれば、大会に出場することはできるということでもあります。平成31年1月の中央教育審議会の答申では、将来的には部活動を学校単位から地域単位の取組にし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきであるということが示され、胎内市の部活動に関する検討内容について第2回の検討委員会で説明を受け、そのような方向に向かっているということです。次の統合した場合のところで「部活動が統合するための大きな柱として前面に出てきていいのか」ということが出ています。その他として、「子どもたちの考えを聞いてみるのもよい」「30年後、50年後の姿も考えるべき」「特色を活かした教育活動のアピールが足りないのではないか」「先生同士も切磋琢磨してほしい」などです。また、統合する場合で「市内4中学校が全部統合した場合の配慮事項は何か」「小規模校3校を統合した場合かどうか」というふうな形があります。4校統合する場合では、「統合しても先生方の数を減ら

さないでほしい。」「指導の中で教員の数がある程度必要であり、人数の確保があって今の教育が成り立っている」などが出ましたが、胎内市の要望でいくらかでも教員を確保できるものではなく、事務局が赤字で示していますが、「教職員数は学校規模によって県教育委員会が定め、学校に配置している。統合すると市全体として教職員数は減る」ということです。「先生がいることが大事」「クラスが減ると先生も減る」「教職員同士が切磋琢磨して指導力を高めてほしい」「特色ある教育活動のアピールが足りない」など、第1回、第2回の検討委員会で出された意見を、項目の中に差し込んだ形で提案されています。

それでは、それらを踏まえて、ただ今説明のありました答申書の形式及び内容の案、答申書の骨子の案について、ご質問、ご意見等がございましたら、よろしくをお願いします。

もしこのような形で了承いただけるなら、次回4回目以降、これに沿った形で進め、答申案を作成することとし、記述する内容そのものはこれから議論を深めいくことになると思いますが、骨子の案としていかがでしょうか。

○ 委 員

答申案の形式として、青字で検討委員会の意見がここに出ていますが、なぜこのような答申になったかという経緯がわかるように、青字の記述は残すのかどうか。

○管理指導主事

事務局としては、青字は残さないでという考えで今のところおります。

○ 委 員

青字の意味の入った文章が成文になるということですか。

○ 議 長

はい、そうです。

○ 委 員

答申書ができたときに、一方で読み手がどういう経緯でこういう答申になったかわかるように入れてもいいのかなというふうに思いましたので、何らかの形で残してもいいと思います。

○ 議 長

一人一人の考えが大事なわけですので、検討委員会で話し合われた内容は、議

事録にしっかり残していくことになると思います。そんな形でよろしいでしょうか。

<異議なし>

○ 議 長

ほかにございますか。

○ 委 員

確認ですが、今日の委員会は、まず答申書の項目が、書き方を含めてこれでいいのかというのが一つ。その次にスケジュールはこれでいいか。その次に次第の(2)の適正規模について、答申書案の「実現に向けた方策」の□の中を埋める話し合いを行うということですか。

○ 議 長

はい。そう考えています。

○ 委 員

答申書(形式及び内容)案の中で、少しわかりにくいのが基本方針です。基本方針の下から3行目以下、基本的な考え方(方針)を答申するとありますが、基本的な考え方が基本方針の中に入っているかわかりません。適正規模に関しては、次の方針のもとで検討し、その方針を実現するのが「2 実現に向けた方策」だと考えた場合、「1 基本方針」の中に方針がないと思いましたが、いかがか。

○ 議 長

この「1 基本方針」は、以下述べていく項目に対しての基本方針なのか、それとも答申を出すにあたっての基本方針なのか、ここからは少し見えませんがということですね。

○ 管理指導主事

総括した方針として述べているわけではなく、以下の「実現に向けた方策」、「配慮事項」の記述に向けて述べている形になります。

○ 委 員

これまでの議論で、充実、公平、多様性が出てきています。文言はあとで精査するとして、基本方針の1番は、教育活動がより充実し、公平、多様性に応える

というようなのが一項入るといいと思います。そして2番目には、しょうがないので統合するとか、しょうがないから頑張るとかではなくて、適正規模を協議することで、もっと良くするという積極的な新しい目標、この前は胎内モデルと言いましたが、これからの胎内市の在り方を考えて、未来に向かって積極的に提言する委員会の方針。3番目が本検討委員会のメンバーの在り方で、一部の行政の人たちが決めていくのではなくて、保護者の代表、地域の代表の方々の意見を求め、開かれた会議の中で議論し、議事録を取り、公表してきた、開放的、透明性。やはりそのようなのが基本方針に記述され、その次に「実現に向けた方策」がくるという形がいいのではないかと考えていました。

○ 議 長

答申書案の基本方針は、どちらかというところと諮問内容です。そうではなくて、望ましい教育環境の充実を図るために、私たちはこの観点から答申書を出すというふうなことを基本方針で述べたほうが良いという意見として受け取りましたがよろしいですか。

○ 委 員

はい。

○ 議 長

事務局のほうで検討して、次回に提案いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

○ 委 員

「実現に向けた方策」の中で、□の部分、□学級□人以上。これに数字を入れると、おのずと統合するのか、しないのか決まってくると思いますが、その辺いかがですか。

○ 議 長

「2 実現に向けた方策」「(1)学校の規模」のところを見ておっしゃったと思いますが、「中学校はつながりを大切にしながら1学年□学級以上」、それが望ましいとあります。しかし統合しない場合もあるというのがその次に述べられていて、「なお、1学年□学級が実現できない場合でも、1学級何人以上」。つまり1学級でもありということです。ただし、下限は設け、例えば中学校の場合は学年またがって8人になりますと、複式学級になります。二つの学年が一つの教

室になります。一学級5人、5人はOKですが、4人、4人は複式学級になりますので、教育効果についてはやはり考えていかなければなりません。その最低限許される、単学級の場合の最低限の人数は何人だろう、そこは述べていかなければならないと思っています。1学級何人いれば、2学級なくても充実を図ることができる、そのための配慮事項を検討委員会でしっかり提案していくというふうな形になっていくと思います。また、次第の協議事項（2）のところの説明がありますので、そこでまたよろしくお願ひしたいと思っています。

ほかいかがですか。

<発言なし>

○ 議長

「1 基本方針」については、先ほどお二人の委員からの発言を踏まえ、原案の諮問の内容から、私たちはどのような方向で、どのように考えて答申するのかというような内容に変えるということで、よろしくお願ひします。

それでは、ほかにご質問、ご意見がないようですので、「①答申書の形式及び内容（案）」と「②答申書の骨子（案）」について、この方向で進めさせていただきたいと思っています。

それでは、次に、「③今後のスケジュール（案）」について、事務局よろしくお願ひします。

○ 学校教育課長

今後のスケジュール（案）について説明をさせていただきます。

答申書案の「基本方針」に関しましては、改めて事務局で検討したうえでお示ししたいと考えていますが、「①答申書の形式及び内容（案）」と「②答申書の骨子（案）」の大まかな点については皆様からご了解を得られたと思っています。

お手元に配布の資料4をご覧ください。今後のスケジュールとしまして、年明け1月を答申書提出の目途に考えています。そこに至るまでの協議内容等については、資料4でお示ししたとおり、概ね2カ月に1回の割合で検討委員会を開催し、記載内容のとおり協議をいただきながら答申書の案をまとめていきたいと考えています。なお、今回の検討委員会で協議内容のように、基本方針の記述内容の変更等により、改めて協議内容等に加わってくるものもございまして、状況によっては回数が増える場合がありますので、あらかじめご了承いただきたくお願ひします。

○ 議 長

ただいま事務局から「今後のスケジュール（案）」について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

○ 委 員

1 学年の学級数と単学級になった場合の最低の生徒数の設定の仕方によっては、統合しなくともこのまま成り立つことが可能です。つまり、統合でもいいし、統合しなくてもいいというふうになつてきていると思います。それでどちらがいいのかの議論になると思いますが、統合しない場合の中に入っています併設型の小中一貫校については、これまで全く議論していません。先生の数も子どもの数もそのままいけるわけです。それなりのメリットとデメリットがありますが、これまで何も話し合われていません。

○ 議 長

小中一貫校について、「3 配慮事項」の「(1) 統合しない場合」の④に出ってきます。

○ 委 員

小中一貫校について、このまま残した場合の配慮でしか問わないことには若干気になります。

併設型の小中一貫校についても、結構魅力的な部分もありますので、それは次回等、検討議題になればと思います。

それからもう一つ、アンケートです。子どもにアンケートするアイデアは前々からいいなと思っていましたが、考えてみたら先生方へのアンケートがありません。ここには校長先生がいらっしゃいますが、胎内市の未来を背負うであろう若い先生方の率直な意見も聞きたいと思いました。

○ 議 長

2点ありましたが、一つは小中一貫校について、これを配慮事項として、統合しない場合の項の中でいいのかどうか、項を一つ起こしたほうが、より小中一貫校のメリットとデメリットが明確になってくるのではないかと。

小中一貫校については、一昨年度、教育委員会のほうでも、考えられる選択肢の一つとして地域で説明をしていますが、そのようなことを踏まえたときに、一つの方向性として取り出したほうがいいのかどうかということですが。

○ 委 員

私は取り出した方がいいと思います。一昨年度の教育委員会の地域での説明は、特に小規模校の中学校と隣接小学校を想定したものでしたが、市内小中学校全体に関わるものとして、小中一貫校については提案する必要性があるのではないかと思います。配慮事項ではないと思います。

○ 議 長

ほかにいかがでしょうか。

○ 委 員

以前いただいた資料の想定される選択肢、この中でも4番目に併設型の小中一貫校が出ています。そのほうが非常に分かりやすい。項を設けてもいいのかなと思います。

○ 議 長

統合しない場合の配慮事項に記述する形ではなく、小中一貫校を一つの項目として、その場合の配慮事項というように述べていく。いかがですか。

<異議なし>

○ 議 長

なければ今の方向で項を考えてみて、そして話し合いとするというような形でよろしいでしょうか。

<異議なし>

○ 議 長

それともう一つは、子ども対象アンケートのほかに、教員対象のアンケートも必要ないかということですが。

○ 委 員

参考として、教職員がどう考えているかを知るのは大事なことだと思います。参考意見として聞くのはいいと思います。アンケートの結果で、すべて決まるようなのはやめた方がいいと思います。

○ 議 長

アンケートによって決まるのであれば、私たちの検討委員会は必要なくなります。ただ、アンケート結果の内容が、私たちが答申として出す内容の中で解消されるかどうかの確認とか、私たち全委員の中で出なかった別な視点を気づかせてくれることになるかもしれません。それがアンケートを取る意義だろうと思います。

○ 委 員

教職員のアンケートと関わってですが、もし行うのであれば、地域コミュニティというか、そういう視点から地域の方々の話も聞く必要が出てくるのではないかと思います。

○ 議 長

委員長として、司会をしながら申し訳ありませんが、どこまでそれを吸い上げればいいのか、そのために代表がいるという考えを私は持っています。ここにいる区長さん方はじめ委員の皆さんがその代表としています。皆さんは周りの意見も加味した中で発言をしてくださっているというふうに思っています。

○ 委 員

この委員会がどういう視点で答申していくかと考えたときに、地域コミュニティとかいう、そういう方々の意見も踏まえたうえでの答申としていくのか、または、答申を地域の中で今度は検討していただくという形をとるかによっても、異なってくるかと思いますが。

○ 議 長

今後の進め方等にも関係してきますが、今のところどんな形を考えていますか。

○ 教育長

ここで皆様方の協議による答申を出していただいて、それを踏まえて、市として、どういう方向で行ったらいいのか、さらに検討を深めていきたいと思えます。そのうえで、胎内市の子どもたちのためにこんな方向で考えているということ改めて地域の方に周知させてもらうというふうに進めていきたいと今のところ考えていますので、その辺を踏まえたうえで皆様方のご意見いただけたら有難いと思えます。

- 議 長
子ども対象のアンケートは、やりましょうということですが、教職員、そして地域についてはいかがですか。
- 委 員
今の教育長の話からは地域の方々のアンケートは行わなくていいと思いますが、先生方のアンケートはあってもいいと思います。
- 委 員
方向性を決めるアンケートではなくて、学校の現状を知るためのアンケートということで捉えれば、子どもや教職員の意見は聞くべきだと思います。
- 議 長
ほかの委員さん、教職員のアンケートについてどうですか。
- 委 員
取ってもいいと思います。若い先生方の考えもあるだろうし、そういうのも聞いてみてはどうかと思います。
- 議 長
今、教職員のアンケートも取りたいという話がありましたが、事務局いかがですか。
- 学校教育課長
子ども対象のアンケートについては、現在対象とする子どもの年齢とアンケート項目を検討していますが、教職員も含めた形で、次回の第4回検討委員会にアンケートの対象・項目について案をお示し、1学期中にアンケートを実施できるように準備をしたいと思います。
また、先ほど小中一貫校について項を起こしてとありましたので、そうしますと検討委員会の回も1回増やす必要があるかと考えていますので、それらも含めて、次回までに十分検討したうえで、お示しできればと思います。
- 議 長
アンケートの内容、項目について、次回提案したいということであります。そのほかいかがですか。

○ 委 員

次回の第4回に、統合しない場合の配慮事項に中身を肉付けするようなイメージになるかと思いますが、その次にアンケートを実施して、そして第5回に統合する場合の配慮事項について考えて、そのあとでアンケート結果を報告するというスケジュールでは、委員会は特にアンケート結果を加味しないで配慮事項を考えるというイメージになりますか。

○ 議 長

事務局、それでよろしいですか。

○ 学校教育課長

答申案の作成は第6回以降になりますので、ある項目の協議は既に終わっていたとしても修正はかけられますので、アンケートにより加味する点が出れば反映できると考えております。

○ 議 長

先程のアンケートについての話し合いを確認させていただきますが、アンケートで左右されるものではないということです。それぞれの立場の方々から検討委員会の代表として参加していただいています。皆さんの考えがどうなのか、それが答申の中心だろうと私は考えています。そして先程言ったようにアンケートを取った結果によって、その内容は、答申の中のところでクリアできるか、あるいは新たな考えで参考になるとして、大切なものがあれば、あとで盛り込む必要も出てくるだろうと思います。そんな考えでアンケートが主になるのではなく、補助的な考えとして最後にその肉付けを埋めていくというふうなことと思いますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

○ 議 長

ほかに、いかがでしょう。

○ 委 員

小中一貫校については、既に先行している地域がいくつかあります。事務局でメリット・デメリットを集めてもらえますか。

○ 議 長

概略的なメリット・デメリットは第1回検討委員会の資料にありますので、ご覧ください。

それでは、続いて協議事項の(2)「公立小学校・中学校の適正規模」について、事務局から説明をお願いします。

○ 指導主事

それでは資料5に基づきまして、公立小学校・中学校の適正規模について説明をさせていただきます。

1つ目、法令からということで、学校教育法施行規則第41条に、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のある時は、この限りでない」という条文があります。中学校にもこれは準用するということとなりますので、12学級以上18学級以下を標準とした場合、小学校でいえば1学年2～3学級、中学校でいえば4～6学級ということになります。あらためて申しますが、「地域の実態その他により特別の事情のある時は、この限りでない。」ということですので、弾力的に運用されるべき条項となっています。

2番目です。新潟県の少人数学級編制と書きました。もう一つ法律がありまして「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」というものがあります。こちらでは小中学校1学級の児童生徒数は40人以下と定められていますが、都道府県教育委員会で独自の基準を定めて編制することができます。今話題とするのは基本的に40人と捉えていただければ結構かと思います。ただ、新潟県は独自の基準を設けておりまして、小学校1・2年生は32人以下学級が実現されています。小学校3・4年生は35人以下、小学校5・6年生及び中学校1から3年生は35人以下ですが、下限25人という制約がついています。これが新潟県の小学校・中学校の学級編制の基準になっています。例えば小学校では2学級あったのに、突然1学級になったということはありません。特にこの下限というのが非常に分かりにくく、我々も迷うところがありますが、小学校5・6年、中学校1～3年をご覧くださいまして、例えば36人はなぜ1学級なのかというところですが、35人以上であれば36人から2学級になるはずですが、その場合1学級の数が18人と18人になります。つまり先ほど言った下限25人をクリアできませんので、1学級となります。小学校5・6年、中学校1～3年については35人を超えていても1学級があり得るということです。それでは下限の25人であれば50人いかないと超えられませんが、先ほど言いました40人という基準が定められていますので、41人からは、2学級になるという仕組みです。3学級になるとさらにそこに書いてあるとおり、71人から74人、つ

まり、35、35クリアしたはずなのですが、3学級にすると、例えば71人であれば24、24、23となりますので、下限25人をクリアできず、2学級となります。3学級は75人から、4学級は106人からというのが今の現行の学級編制基準になっています。

3番目です。近隣市町村の考えです。

(1) 新発田市につきましては、学級数については、クラス替えができる1学年2学級以上、学級人数については、1学級20人以上が望ましいという方針です。

(2) 村上市につきましては、中学校は、地域とのつながり等を大切にしながら、社会性をはぐくむことの重要性の観点から、1学年2学級の通常学級6学級を目安とする。なお、1学年2学級が実現できない場合でも、1学級20人以上となることが望ましいという方針です。

次に「1学年2学級以上、1学級20人以上の編制」というものを行った場合、考えられる主な利点です。(1) 1学年2学級以上の編制をした場合には、まずは生徒同士の間関係や生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができるということが挙げられます。それから、体育祭や文化祭の学校行事等を通して、学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができます。また、男女比の偏りが生じにくくなる、緩和できるということが考えられます。

(2) 1学級20人以上の編制の利点です。20人いればということで、生徒を多様な意見に触れさせることができる。体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習が可能になる。体育でいえば10対10でチームができる。3チーム作りたければ7、7、7と21になりますが、そのような形で対戦をしたり、AとBが対戦をしているときにCが審判なり、体育的な活動とみとることができるということで学習の充実を図ることができます。班活動やグループ分けのメンバー構成に工夫の余地が生まれる。単純に言って学習活動した場合、4人ずつ5班程度、3人ずつであれば6から7班できて、班ごとの活動、班ごとの考えを競い合ったり、交流したりすることが、充実できるのではないかと捉えています。

以上のことから、1学年2学級以上、1学級20人以上の編制ということが目安になるのではないかと考えます。先程の基本方針や答申書(骨子)の□の部分でこのような数字で検討することはどうかというところでご提案申し上げます。

○ 議 長

今、事務局から公立小学校・中学校の適正規模について、説明がありましたが、答申書案のところの(1)学校の規模の□のところ、「中学校は地域とのつながり等を大切にしながら、社会性をはぐくむ観点から、1学年□学級以上を目安とする。なお、1学年2学級が実現できない場合でも、1学級□人以上となること

が望ましい。」を提案したいとのことであります。新発田市、村上市の2学級、それが実現できない場合は20人というふうなこともあります。それらを踏まえて、「2学級、2学級無い場合でも1学級20人以上が望ましい」、それをイメージしながらご質問、ご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○ 委 員

国会で、コロナ禍の影響もあって、小学校で1学年35人以下に。中学校の1学年35人以下学級の情報はありますか。

○ 指導主事

小学校のみ。中学校の情報はありません。

○ 委 員

来年、再来年という問題でなく、近い将来、法が変わると思いますが、その資料を次回いただけますか。

○ 指導主事

はい。

○ 議 長

小学校については、新潟県の場合、小学校1・2年は32人以下になっていますし、小学校3・4年は35人以下学級も今もうなっていますね。

○ 指導主事

はい。小学校3・4年生は下限25人という制限が撤廃されています。

○ 議 長

今、小学校の1学年35人以下学級の話もありましたが、事務局からは1学年2学級、1学級20人のその利点、その根拠について説明がありました。

○ 委 員

話がよく見えないのですが、第1回目の資料「児童生徒数及びクラス数の推移(実績と見込み)」では、乙中学校は令和10年の生徒数は79人の見込みです。これは1学年2学級、2学級実現できない場合でも1学級20人以上にあてはまりますか。

○ 管理指導主事

今、例えば乙中学校は、1学年1学級。25～30人の生徒で1クラスになっています。

○ 委員

そうです。今年は21人が最低。20人はクリアしていますが。

○ 議長

この答申で出そうとしている、望ましい2学級にはなりません、1学級の場合でも、20人以上はクリアしているというところには入ってくるわけです。

○ 委員

望ましいというのはどれだけの効力がありますか。

望ましい人数から、1学年外れる、2年外れる、そうなれば統合ですか。

○ 議長

あくまでも答申ですので、絶対的な効力はないというふうに考えます。私たちが考えた答申に基づいて、教育委員会、あるいは市が施策として出すときの根拠、そういう位置付けだろうと思います。よろしいですか。

○ 教育長

皆様方からご意見いただいて、市の方向として、1学級20人以上が望ましいとしたとしても、あくまでも地域の方々等と学校の在り方について話し合う一つの目安というようなところで考えていただければと思っています。

○ 委員

データを見れば、あと10年先の児童生徒のおよそ人数の推移が分かるわけですが、この時点で、もう統合しますとか、そういうことをすぐに判断するだけではなくして、将来を見越して、胎内の教育をどうしていきたいのか。答申しても、例えば令和10年とかはあと数年してやってくるわけです。答申は、どういう教育の在り方を考えればいいのかを含んだ提案になっていくのかというふうに思います。

案の20人というのが、この近隣でも設けられているので、そこを参考にはしているけども、それを切ったらすぐに統合だとかということとはまた違う話かと思えます。

○ 委 員

村上市と新発田市の方針は、文面からは人数がこれぐらいいけば、このままでいいよというふうなOKラインと読み取れますが。

○ 議 長

この文面からすると、20人以上いけば1学級でもいいと読み取れます。

ただ、村上市の答申の中では、地域の交流を大事にするとかの配慮事項が入っています。今、小規模校なり、あるいは小規模校でなくても、課題として持っていることを私たちはここで語り合って、それが答申の中の配慮事項という形になるだろうと思います。20人という人数が、それで統合だとか、規模がどうかとかではなく、学校を充実させていくために、どういうところを私たちは工夫してもらいたいのか、今、課題となっているところは、本当に解決できないのだろうか、そういうことが求められているというふうに私は思っています。

ただ、村上市と新発田市は、この人数に込めている意味というのは把握していません。事務局はいかがですか。

○ 管理指導主事

どちらの市の答申もこの文面のとおりですが、背景は存じ上げないということです。

○ 議 長

村上市の答申書は、市のホームページにアップされています。

○ 委 員

全国のいろいろなところをざっと調べた限りでは、1学年2学級ができない単学級の場合の望ましい最低限の人数は、ほとんどが20人です。それを統合しない裏付けとしているかと思われます。

また他市ですが、地域コミュニティの核になっているとか、まちづくりプランと絡め、小規模校の魅力を打ち出し、まちづくりと関連している例もあります。まちづくりの将来ビジョンというか、胎内市の学校を活性化するということと、胎内市の将来を発展させるということと合致をするような、そういう強さがあると、私たち委員としても、将来の胎内市の学校の在り方を積極的に打ち出したい思いがありますが。

○ 議 長

そんな夢も描きながら、統合だけではなくて、学校の在り方を考えていきたい

ですね。

それから、先程の村上市の方針についてですが、答申書の中で旧市町村を超えた統廃合は原則行わないこととしています。そこには夢みたいなものが、村上市さんにもあるのかも分かりませんが。

ほかいかがでしょうか。

○ 委 員

もし統合する場合の配慮事項の通学について、他市町村では往復2時間という学校もあるということですが、それについて対策を行っているのでしょうか。

○ 議 長

今回は、学校規模についてとし、今、お話してくださった通学時間が長くなったらどうするのかについては、次回以降の検討課題とさせていただきたいと思います。ほかよろしいでしょうか。

<発言なし>

○ 議 長

それでは、ここの□のところは、最終的に縛られるということではありませんが、提案のありました「1学年2学級、そして2学級ができない場合でも1学級20人」を一つの目安とさせていただきたいと思いますが、よろしく願います。

それではその他に移りますが、事務局から何かございますか。

○ 学校教育課長

次回の検討委員会の予定について、ご連絡をさせていただきます。

先ほどのスケジュール案のところでもお示ししましたが、次回は7月に開催したいと考えています。改めて開催日時をご案内させていただきますが、協議内容等については、今日いただいたご意見等を踏まえて、若干変更になるかと思えます。1か月前にはご案内差し上げますので、どうぞよろしく願います。

○ 議 長

今後この答申書の作成に向けて、より具体的に話を進めていくわけですが、今日、話し合われた内容を基にして、次回新たな答申書案として出します。最初に答申書が変わったところの確認をしたうえで、その回の検討に入るというふうな流れになります。それを繰り返していくこととなりますが、よろしく願います。

ます。

また、こんな資料が欲しい、あるいは事務局に調べてほしいというふうなものがありましたら、お願いします。

<発言なし>

○ 議 長

よろしいでしょうか。

<発言なし>

○ 議 長

それでは、ほかにないようであれば、閉会のあいさつを副委員長からお願いします。

○ 副委員長

大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。私自身もだんだん答申の内容が見えてきた段階であります。すごく難しい話で、勉強させていただきながら、参加をさせていただいております。

形はできてきましたので、これから詰めていくような段階になるかと思えます。それぞれの立場の、委員お一人お一人の意見を反映した答申にしたいというふうに考えていますので、遠慮なく、ぜひ、思ったことを素直に言葉にしていただければというふうに考えています。

次回もよろしくお願いします。ありがとうございます。

○ 議 長

それでは、本日の会議を終了させていただきます。

本当に、ありがとうございました。